

令和 7 年 度

飯塚市任期付職員

【生活保護ケースワーカー】

採用試験案内

任期：採用日～3 年に達する日の属する前年度末

《受 付 期 限》

令和 7 年 4 月 25 日(金)まで

●受験申込は電子申込のみとなります。(電子申込は 24 時間申込可)

《試 験 日》

試 験 日	申込受付後、試験日時をお知らせいたします。
試験会場	飯塚市役所(飯塚市新立岩 5 番 5 号)

1 採用職種(試験区分)、採用予定者数及び職務の内容

採用職種	採用予定者数	職 務 の 内 容
生活保護 ケースワーカー	1 名	生活保護に関する訪問調査、相談・支援業務 及び一般行政事務に従事します。

2 受験資格

受 験 資 格

(1) 資 格 等

社会福祉主事任用資格を有する人又は採用日の前日までに社会福祉主事任用資格を有する見込みの人

【社会福祉主事任用資格】

社会福祉主事任用資格を有するには、次の①～③のいずれかに該当することを要します。

①社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業すること

※厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目については、別紙に掲載しています。

②社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了したこと

③社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号、以下「法」という。)第16条(欠格条項)の規定に該当する場合は、受験できません。

ア 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 飯塚市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条の規定により永住許可を受けた者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

※日本国籍を有しない人が行政職員として採用された場合、公権力の行使及び公の意思の形成への参画に携わる職務への従事が制限されます。なお、その他の処遇等について、国籍により差が生じることはありません。

(4) 令和7年4月1日の時点で飯塚市任期付職員である人は受験できません。

3 試験会場・合格者発表等

採用職種	試験時間等		試験会場・合格者発表
生活保護ケースワーカー	集 合	受験票に記載された集合時刻までに、係員の指示に従い集合してください。	【試験会場】 飯塚市役所 (飯塚市新立岩 5 - 5) 【合格者発表】 5 月下旬(予定) 合格者の受験番号を市役所(本庁)正面玄関に掲示し、市ホームページにも掲載します。 (別途、受験者全員に可否を電子メールにて通知)
	説 明	20 分程度	
	個別面接	20 分程度	

※合格発表の日時については、試験当日にお知らせいたします。

4 試験の方法

採用職種	科 目	試 験 内 容
生活保護ケースワーカー	面接試験	個別面接

5 合格から採用まで

- (1) 合格者は、飯塚市任期付職員採用候補者名簿に登載し、採用決定以降、必要に応じて採用(原則として 6 か月間は条件付採用)します。
- (2) 合格後に、受験資格を証明する書類の提出が必要になります。受験資格がないことが判明した場合などは、採用できません。

6 勤務条件

職種	生活保護ケースワーカー
任期	採用日～令和 10 年 3 月 31 日
勤務時間	月 17 日程度(1 日 7 時間 45 分) 時間外勤務が発生する場合があります。
給料月額	199,840 円
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。
休日・休暇	原則として、土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、他に年次有給休暇等
社会保険等	地方公務員共済組合(健康保険のみ)、雇用保険、厚生年金保険

※上記は、令和 7 年 4 月 1 日現在の状況です。給与改定等により、変更になることがあります。

7 受験手続

電子申込による申込方法

受付期間	申込受付開始～令和 7 年 4 月 25 日（金）
注意事項	・申込〆切直前は、サーバーが込み合うことなどにより申込に時間がかかる恐れがあります。<u>余裕をもって早めに申込手続を行ってください。</u> ・<u>受付期間中は、24 時間いつでも申し込むことが可能ですが</u>、システムの保守・点検等を行う必要のある場合や、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合は、事前に通知することなく、システムの運用停止、休止、中断、または制限を行うことがあります。あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込の遅延等に関しましては一切の責任を負いませんのでご注意ください。
事前準備	① パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末とインターネット環境 ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 ※パソコンの推奨環境 ・Google Chrome 最新版（「Internet Explorer」は対応していません） ・Java Script が使用できる設定であること。 ② 本人のメールアドレス（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「city.iizuka.lg.jp」、「bsmrt.biz」、「cbt-s.com」のドメインから送付されるメールを受信できるように設定してください。） ③ PDF ファイルを読むための Adobe Acrobat Reader 等のソフト ④ 顔写真のデータ（縦 4 cm×横 3 cm） ※最近 6 か月以内に背景を無地で撮影したもので、無帽、上半身、正面向きの本人と確認できるもの ※ファイル形式は画像（GIF/JPEG/TIFF）のみとなります。またアップロードできる画像サイズは最大 3MB までです。
仮登録	① 飯塚市ホームページ内の「採用情報」のページから「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、メールアドレス等を仮登録してください。 （次の二次元コードまたは URL からアクセスしてください。） （URL: https://secure.bsmrt.biz/iizukacity/u/job.php）  ② 設問に従い、必要事項をすべて入力してください。入力完了後は、入力事項確認画面で、入力内容に誤りがないか確認の上、パスワードを設定してください。 ※パスワードは「本登録」のログイン等に使用します。<u>パスワード忘れ等による申込の遅延については、一切の責任を負いませんので、パスワードは忘れないよう必ずメモをしてください。</u> ※次のページに「申込手順イメージ」を掲載しておりますので、必要に応じご参照ください。

本登録	① 仮登録したメールアドレス宛に「仮登録完了」のお知らせが送付されているかご確認ください。 ② 仮登録完了メール本文内の URL にアクセスし、メールに記載された個人 ID と仮登録の際に登録したパスワードを使用して専用サイトにログインしてください。 ※事前登録時に取得した「個人 ID」と設定した「パスワード」は受験申込以降、以後の手続きに必要となりますので、必ず控えておいてください。 ③ マイページ内で、受験者情報等を本登録してください。 ※必要項目は必ず入力してください。 ※<u>登録の途中で一時保存することはできません。</u>また、無操作状態によるログアウトにもご注意ください。 ④ 受験票用の顔写真データをアップロードしてください。 ⑤ 受付完了メールが届きましたら、本登録完了となります。 ※<u>必ず本登録の受付完了メールの受信を確認してください。</u>
試験当日までの流れ	① <u>本登録完了後に、受験票発行メールを受信</u> <u>受付期間終了後、5月2日（金）までに登録されたメールアドレスへ「受験票交付のお知らせ」のメールを送信します。</u>メールが届かない場合は、飯塚市役所人事課までお問い合わせください。 ② <u>受験票の印刷</u> マイページにログインし、「受験票」を選択後、<u>ご自身の受験票を A4 サイズの用紙に印刷（白黒印刷可）してください。</u>試験名、試験会場、試験日時、氏名、試験区分及びご自身の顔写真が印刷されていることを確認し、氏名欄に自署いただいたものを試験会場に持参してください。 ③ 採用試験当日は会場の職員等の指示に従い、受験してください。

※受験申込は、電子申込のみとなります。

※申込は、1人につき1試験区分に限ります。（複数の区分に重複して申込むことはできません。）

※申込後の試験区分の変更はできません。

【参考】 試験までの流れ（受験の手続き～採用試験当日）



※ 試験会場や集合日時は受験票に記入します。

8 試験日に持参するもの

- (1) 受験票

9 その他

- (1) 市役所駐車場(有料駐車場含む)を利用できます。
なお、市役所駐車場は駐車台数に限りがありますので、時間に余裕を持って行動してください。
また、市役所駐車場内での事故・トラブルにつきましては、一切責任を負いかねます。
- (2) 近隣の店舗、市役所外の施設等への無断駐車・停車を発見した場合は、受験が無効となります。
また、近隣の迷惑になりますので、試験会場周辺における路上駐車は、絶対にしないでください。(送迎等の待機を含む。)
- (3) 会場の空調設備や座席位置の状況によっては、寒暑が予想されますので、当日の気候に応体温調節のしやすい服装で受験してください。
- (4) 災害等による試験日程の変更など緊急連絡が生じた場合は、申込書に記載のメールアドレス宛にメールにてお知らせしますので、随時確認してください。
(送信元アドレス：jinji@city.iizuka.lg.jp)

■お問い合わせ■

飯塚市 総務部 人事課 人材・育成係

〒 820 - 8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
(本庁舎 3 階)

TEL 0948 - 22 - 5500(内線 1324)

FAX 0948 - 21 - 2066

■飯塚市職員採用情報ホームページ■

[採用情報] <https://www.city.iizuka.lg.jp/kurashi-guide/saiyo/index.html>

飯塚市職員採用試験



厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目について

本市任期付職員採用試験（生活保護ケースワーカー）の受験資格の一つである、社会福祉主事任用資格を取得するための要件のうち、「社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業すること」の「厚生労働大臣の指定する科目」は以下のとおりです。

昭和25年～昭和56年卒業者

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

昭和56年～平成11年卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

平成11年～平成12年卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

平成12年～現在までの卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※前述は、以下の科目に読替えができます。

前述の指定科目の名称及び次頁の読替の範囲に掲げる名称が、次のいずれかに該当する場合については、読替の範囲に該当するものとして取り扱うことができます。

- (ア) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」、「入門」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (イ) 科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合
- (ウ) (ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合

科目名	読替えの範囲			
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉、社会福祉の原理と政策			
社会福祉事業史	1 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史			
	2 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史の2科目			
社会福祉援助技術論	1 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助			
	2 「相談援助の基盤と専門職」及び「相談援助の理論と方法」の2科目			
	3 「ソーシャルワークの基盤と専門職」、「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」、「ソーシャルワークの理論と方法」「ソーシャルワークの理論と方法(専門)」の4科目			
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会福祉調査の基礎、社会調査			
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営			
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画			
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度			
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、貧困に対する支援			
児童福祉論	1 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、児童・家庭福祉		
	2 「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「家庭福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目			
家庭福祉論	1 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助			
	2 「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「児童福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目			
保育理論	保育			
身体障害者福祉論	1 身体障害者福祉	障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉(身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限って該当する。)	障害者に対する支援と障害者自立支援制度、障害者福祉、障害福祉、障害児(・)者福祉(身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者保健福祉の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論の3科目に該当する。)	
	2 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉(身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限って該当する。)			
知的障害者福祉論	1 知的障害者福祉			障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)
	2 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉(知的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。)			
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉			
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度			
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク			
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ(一)ワーク、コミュニティ(一)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(一)福祉			
法学	法律学、基礎法学			
民法	民法総則			
行政法	—			
経済学	経済、基礎経済			
社会政策	社会政策、労働経済			
経済政策	—			
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学と心理的支援			
社会学	社会理論と社会システム、社会学と社会システム			
教育学	教育			
倫理学	倫理			
公衆衛生学	公衆衛生			
医学一般	医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造(・)機能(・)疾病			
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学			
看護学	看護、基礎看護			
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本			
栄養学	栄養、栄養指導、栄養(・)調理、基礎栄養学			
家政学	家政			